

平成 22 年 度 第 3 回
宇 都 宮 市 国 民 健 康 保 険 運 営 協 議 会
会 議 次 第

日 時 平成 23 年 2 月 24 日 (木)
午後 3 時 00 分 ~
会 場 宇都宮市役所 14 階
14 大会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 報告事項

ア 「国保アクションプラン 23 (案)」について

イ 平成 23 年度国民健康保険特別会計当初予算 (案) の概要について

(2) その他

3 閉 会

宇都宮市国民健康保険運営協議会委員名簿

平成23年1月1日現在

委員種別	氏名	役職等
第1号委員 被保険者代表	福田 智恵	市議会議員
	金 沢 力	〃
	岡本 芳明	〃
	井上 尉央	市商工会議所青年部
	鹿野 順子	〃 女性部理事長 総務委員会委員長
	加藤 一克	市農業委員会会長
	篠崎 文子	市農業委員会会長 農地部会第1調査部長
第2号委員 保険医・ 保険薬剤師代 表	稲野 秀孝	市医師会会長
	中澤 堅次	市医師会副会長
	齋藤 公司	〃
	菊池 進一	〃
	小林 豊	市歯科医師会会長
	菊地 善郎	市歯科医師会副会長
	廣田 孝之	市薬剤師会常務理事
第3号委員 公益代表	五月女 伸夫	市議会議員
	半貫 光芳	〃
	阿久津 均	〃
	阿久津 善一	〃
	井澤 清久	市社会福祉協議会会長 市事務局長
	鈴木 逸朗	市民生委員児童委員協議会会長
	山口 裕	宇都宮人権擁護委員協議会 宇都宮部会監事
第4号委員 被用者保険等 被保険者代表	野中 貞明	栃木県トラック健康 保険組合常務理事
	手塚 寛文	全国健康保険協会栃木支部 業務部長
	直井 茂	栃木県市町村職員共済組合 事務局局長

事 務 局 名 簿

氏 名	役 職
桜 井 鉄 也	保健福祉部長
半 田 秀 一	保健福祉部次長
川 俣 浩	保健福祉部保健福祉総務課総務担当主幹
水 沼 行 博	保健福祉部保険年金課長
長 谷 部 敬	保健福祉部保険年金課長補佐
野 沢 努	保険年金課管理グループ係長
黒 須 正 宏	保険年金課国保給付グループ係長
鈴 木 信 晴	保険年金課国保税グループ係長
大 野 益 男	保険年金課収納グループ係長
佐 藤 雅 俊	保険年金課滞納整理グループ係長
吉 井 貴 久	保険年金課管理グループ総括主査
高 橋 聰	保険年金課国保給付グループ総括主査
金 枝 宣 行	保険年金課国保税グループ総括主査
佐 野 直 子	保険年金課収納グループ総括主査
高 橋 英 之	保険年金課滞納整理グループ総括主査

(1) 報告事項

ア 「国保アクションプラン23(案)」について

1 アクションプラン22の進捗状況 . . . **別紙**

(1) リレーションシップの構築

わかりやすいホームページとするため「お知らせ」や「よくある質問」を載せるなどリニューアルを行うとともに、健康づくりなどのページを作成中である。

(2) 保険税収納率の向上

現年度収納率は、口座振替の加入キャンペーンなどによる勧奨や、文書・電話・徴収嘱託員による現年度催告の強化など、これまでの滞納繰越優先から現年度優先へと転換した様々な収納対策により上昇に転じ、目標を上回る見込みである。

保険税の収納率(現年度)

《目標》		《見込み》
84.00%	⇨	84.70%
21年度実績		83.29%

(3) 医療費の適正化

ジェネリック医薬品の周知やレセプトの電子化に取り組んできたものの、1人当たり医療費の伸びは目標値を超える(目標に達しない)見込みである。

市民(被保険者)1人当たり医療費の増加率

《目標》		《見込み》
3.15%	⇨	3.65%
21年度実績		2.27%

(4) 保健事業の充実

特定健診については、受診キャンペーンや出前健診など新たな取組を行い、受診率の向上を図っている。

また、健康増進課のほか、全国健康保険協会(協会けんぽ)を加え保健事業の連携について検討中である。

(5) 業務改革の推進

窓口業務の外部委託を見据え、事務の執行体制の見直しを行った。

23年度には窓口業務の一部統合(資格、給付)の試験運用を実施

2 アクションプラン23における重点事業

(1) リレーションシップの構築

「国保だより」やホームページにより発信する情報を充実していく中で、新たに被保険者から「国保サポーター」を募集し、ウォーキングマップの作成や特定保健指導のリポートの記事作成などに活用する。

【主な取組】

- ・「国保だより」、ホームページの情報の充実
- ・国保サポーターの活用 <新規>

(2) 保険税収納率の向上

22年度の現年度収納率が目標を上回る見込みであることから、引き続き口座振替の加入促進や的確な催告、納税指導に取り組み、さらなる収納率の向上に努める。

【主な取組】

- ・口座振替の加入促進
ペイジー口座振替受付サービスの導入 <新規> (4月～)
キャッシュカードによる簡易な手続き
- ・特別催告(カラー催告書)の強化
- ・職員による訪問納税指導

(3) 医療費の適正化

ジェネリック医薬品について、今後の対策の参考とするため、使用状況や意向などの現状把握に努める。

【主な取組】

- ・ジェネリック医薬品の普及促進
アンケートの実施(実態の調査) <新規>

(4) 保健事業の充実

特定健診について、引き続き未受診者への勧奨や健診の周知・啓発を広く行い、今年度から開始した受診キャンペーンや出前健診の実施方法などを工夫して継続するほか、全国健康保険協会(協会けんぽ)との保健事業の連携を図る。

また、リレーションシップ構築の取組により、健康づくりに資する情報を発信し、被保険者の健康増進を図る。

【主な取組】

- ・特定健康診査・特定保健指導の推進
- ・全国健康保険協会との事業連携 <新規>

(5) 業務改革の推進

国保業務を全体的に見直し、業務の効率化を図る。

【主な取組】

- ・窓口業務の一部統合(資格、給付)の試験運用 <新規>

3 アクションプラン23における目標

(1) 保険税の収納率(現年度)

平成22年度		平成23年度	《国保経営改革プラン》
目標 84.00%	⇒	85.50%	平成26年度
見込み 84.70%			88.00%

(2) 市民(被保険者)1人当たり医療費の増加率

平成22年度		平成23年度	《国保経営改革プラン》
目標 3.15%	⇒	2.89%	平成26年度
見込み 3.65%			2.25%

国保アクションプラン 2 2 の取組状況

施策	主な取組(平成22年度),実績 Plan Do	進捗	評価 Check	改善点,今後の方向性 Act	平成23年度の主な取組 Plan
リレーションシップの構築					
情報発信	・ ホームページの活用 ホームページのリニューアル 「お知らせ」「よくある質問」の掲載 など	B	ホームページについて,リニューアルを行うとともに,健康づくりなどのページを作成中である。	国保だよりやホームページなどを通して,有益な情報を,伝え方を工夫しながらより多く発信する。 作成にあたっては,被保険者(国保サポーター)を加えることにより,情報の幅を広げるとともに被保険者との関係強化を図る。	・ 国保だより,ホームページの情報の充実 健康づくりを中心に情報発信し,国保だよりは年2回発行 国保サポーターの活用 被保険者からサポーターを募集し,特定保健指導のリポートなどを国保だよりやホームページで紹介
保険税収納率の向上					
口座振替の加入促進	口座振替加入キャンペーンの実施 【目標】新規加入 1,500 件 1,786 件(23年1月末) 前年比 57.3%増 [参考]昨年度同期 1,135 件	A	口座振替加入キャンペーンを効果的に展開したことにより,昨年度と比較して,口座振替加入者が大幅に増加した。	今後も口座振替加入キャンペーンを継続するとともに,口座振替手続きの簡素化を図るため,平成23年度から新たにモバイル決済端末を活用した口座振替受付を実施するなど,さらなる向上策により加入勧奨を図る。	ペイジー口座振替受付サービスの開始(23年4月~) ・ 口座振替加入キャンペーンの実施 新規加入者に景品贈呈 ・ 催告文書への口座振替の案内記載 【目標】新規加入 2,000 件
コンビニ収納の実施	コンビニ収納の開始(7月~) コンビニ収納件数の割合 5.8%	B	コンビニ収納の59%が夜間や休日の利用であり,納税者の利便性の向上に寄与している。	適宜コンビニ納付をPRし,納期内納付を促進する。	
徴収嘱託員の活用	現年度分の徴収	B	滞納繰越分に加え,現年度分も徴収の対象とすることにより,早期納付につながっている。	現年度の滞納に対し,これまで以上に徴収嘱託員を活用する。	・ 現年度分の徴収強化
納税催告センターの活用	・ 9月の催告(22年度1期) 1,936 件 架電件数 876 件(56.8%)	B	納税催告センターは初期滞納者,累積傾向のある滞納者は職員対応とすることで,効果的な催告を行っている。	職員が行っている電話催告のうち,軽度な滞納については納税催告センターで対応するなど,滞納の状況に応じた分担の見直しにより,納税催告センターのより効果的な活用を図る。	・ 滞納初期での催告(電話,文書) ・ 架電接触後の後追いによる再架電の実施 ・ 口座振替不能者への督促状発布以前の電話催告
電話催告(現年度滞納者対象)	・ 催告件数 8,056 件(12月末) 滞納額 316,385,670 円	B	納税催告センターで対応後の滞納者に対して,継続的な納付の働きかけができています。		・ 継続的な催告 納税催告センターで対応しにくいものや累積滞納

重点施策

新規の取組

拡充した取組

進捗 A: 予定より進んでいる B: 予定どおり C: 予定より遅れている

国保アクションプラン 2.2 の取組状況

施策	主な取組(平成22年度),実績 Plan Do	進捗	評価 Check	改善点,今後の方向性 Act	平成23年度の主な取組 Plan
臨戸訪問(現年度滞納者対象)	平日の臨戸訪問を実施 日数 月3日 件数 274世帯 588件 滞納額 22,298,200円 全庁支援による臨戸訪問の実施 訪問件数 332件	B	在宅の可能性が高い休日のみならず,平日においても臨戸訪問を行うことで納税者との接触が増えている。	全庁支援,部内支援における休日臨戸訪問の実施と,納税者との接触の機会の拡充のため,在宅の可能性の高い滞納者を抽出し,効果的な平日臨戸訪問を行う。	職員による訪問納税指導 平日臨戸 週1日×1班 ・全庁支援,部内支援での休日臨戸訪問の実施
催告書	現年度催告において警告書を同封 発送日 平成23年1月19日(水) 対象数 4,713件 滞納額 290,873,200円 【目標】 24,160件 14,012件(23年1月末)	B	特別催告書のほか,1月には現年度催告書に警告書を同封することにより,対前年同期比で収納件数1,120件増となった。	現年度定期催告においては差押警告書を,過年度催告においては差押予告書を年1回同封する。	【目標】 送付数 21,000件 (=滞納世帯数)
差押の強化	【目標】件数390件 換価額11,160,000円 差押件数(23年2月15日現在) 執行件数 140件(うち債権 107件) 換価額 11,599,025円 ・徴収アドバイザーからの指導(国保連合会) 7・10・1月 各2日 30事案	B	預金を中心とした債権類の差押にシフトし,差押の77%は債権となっている。臨場しても預金残高がないために執行できなかった件数も多いため,件数は目標を大きく下回ったが,換価額は目標を達成している。	引き続き債権を主体とする差押を強化するとともに,徴収アドバイザーから指導を受けた生命保険債権の差押,自動車等動産の差押にも積極的に取り組み,悪質滞納者には厳しく対処する。	生命保険債権の差押 自動車の差押 【目標】 換価額 15,000,000円
特別収納対策室との連携	・滞納処分(23年1月末) 債権差押 58件 換価額 3,820,750円 一部納付 10件 分納約束 38件 } 収納額3,801,845円	B	対策室に移管後の債権回収のみならず,移管予告通知送付段階でのアピール効果も大きかった。	催告書に同封する警告書で「特別収納対策室」の存在周知を行うことで,移管予告通知以前で一定のアピール効果を狙うとともに,送致基準を見直し,一定件数を送致し,送致後も緊密な連携を図る。	・移管予告通知を有効に活用するとともに,緊密な連携により対応する。
二重資格者の解消	・該当者の抽出,届出勧奨(通知) 該当者 241人(23年1月末)	B	年金記録と所得情報等を突合し,社会保険の該当と思われる者に対して勧奨通知を送付し,届出を促している。	強化月間を設け事務を集中的に行うなど,取組を強化し,二重資格者の解消(資格の適正化)を図る。	・資格適正化の強化月間の設定(10月)
資格証明書・短期被保険者証の交付	・10月一斉更新時 資格証明書 3,372件 短期被保険者証 3,439件 ・1月短期被保険者証更新時 資格証明書 3,141件 短期被保険者証 3,366件	B	資格証明書・短期被保険者証を的確に交付し,滞納者との接触,納税相談の機会を確保している。 なお,資格証明書・短期被保険者証の交付数は,納付の継続により,減少傾向にある。	あらゆる機会を捉え納税指導に努めながら,適正に交付を行う。	・あらゆる機会を通し,資格証明書交付者との接触を図り納税指導に努め,資格証明書交付数の縮小に努める。

重点施策

新規の取組

拡充した取組

進捗

A: 予定より進んでいる B: 予定どおり C: 予定より遅れている

国保アクションプラン 2 2 の取組状況

施策	主な取組（平成 22 年度）, 実績 Plan Do	進捗	評価 Check	改善点, 今後の方向性 Act	平成 23 年度の主な取組 Plan
医療費の適正化					
ジェネリック医薬品の普及促進	・国保新規加入者への「お願いカード」とチラシの配付	B	新規の国保加入者には、「お願いカード」などの配付により、ジェネリック医薬品の周知・啓発を行っている。	今後の対策を検討するにあたり、 <u>ジェネリック医薬品の使用状況や意向などの現状把握に努めるとともに</u> 、他市の状況等を参考に差額通知の検討を行う。	アンケートの実施 ・差額通知の検討
レセプトの電子化	・点検の対象の拡大 個人の医療機関のレセプトも点検 【目標】点検件数 月 2,400 件 月 2,600 件	B	縦覧点検の範囲が拡大するなど、電子化のメリットが現れている。	レセプト管理システムを活用し、引き続き効率的な点検に努める。	・点検の効率化 【目標】点検件数 月 3,000 件
保健事業の充実					
特定健康診査・特定保健指導の推進	特定健診受診キャンペーンの実施（12月～23年3月） 出前健診の実施（11月）（モデル事業） 中心部商店街（オリオン通り・ユニオン通り）の国保加入者を対象 ・未受診者への受診勧奨（23年1月末） 電話 53,378 件 はがき 24,362 件 【目標】特定健診受診率 50% 25%（見込み） 特定保健指導実施率 35% 10%（見込み）	B	これまでの取組に加え、新たに特定健診受診キャンペーンや出前健診を実施しており、前年度より向上する見込みである。 21年度 22年度 見込み 特定健診 22.8% 25% 特定保健指導 6% 10%	引き続き未受診者への勧奨や健診の周知・啓発を広く行っていくほか、今年度から開始した受診キャンペーンや出前健診については実施方法などを工夫し、受診率の向上を図る。	・特定健診受診率向上キャンペーンの実施 ・出前健診の実施 実施地区を増加 ・電話・ハガキ等による未受診者勧奨の実施 【目標】特定健診受診率 30% 特定保健指導実施率 35%
人間ドック・脳ドックの推進	・定期的に市の広報紙で案内（2ヶ月ごと） 【目標】受診者 3,200 人 2,500 人（見込み）	B	定期的に広報を行い、前年度よりも受診者が増える見込みである。 21年度 22年度見込み 受診者 2,245 人 2,500 人	広報紙のほかによっても周知を行い、受診を勧奨する。	・「国保だより」などでの周知 【目標】受診者 2,800 人
健康づくり支援事業の推進	・事業の具体化の検討	B	具体的な事業の決定までには至っていないものの、健康増進課のほか、全国健康保険協会（協会けんぽ）を加え、保健事業の連携について検討している。	効果的、効率的に保健事業を実施するため、 <u>健康増進課や全国健康保険協会などとの連携を強化するとともに</u> 、健康づくりに資する情報を発信し、健康づくりを推進する。	全国健康保険協会や健康増進課との事業連携を検討 ・リレーションシップの構築を進める中での健康づくり支援 健康づくりを主とした情報発信
業務改革の推進					
業務の効率化の推進	・外部委託（窓口業務）の検討 ・執行体制の見直しや人材活用などの検討	B	窓口業務の外部委託を見据え、23年度からの事務の執行体制の見直しを行った。 また、現在、外部委託の基本方針を策定中である。	窓口業務の外部委託に向け、 <u>資格と給付の窓口を統合し試験運用を行う。</u> また、その他の業務についても効率化を図る。	・窓口業務の一部統合（資格、給付）による試験運用（10月～）

重点施策

新規の取組

拡充した取組

進捗

A：予定より進んでいる B：予定どおり C：予定より遅れている

国保アクションプラン23（案）

平成23年4月

宇都宮市 保健福祉部 保険年金課

目 次

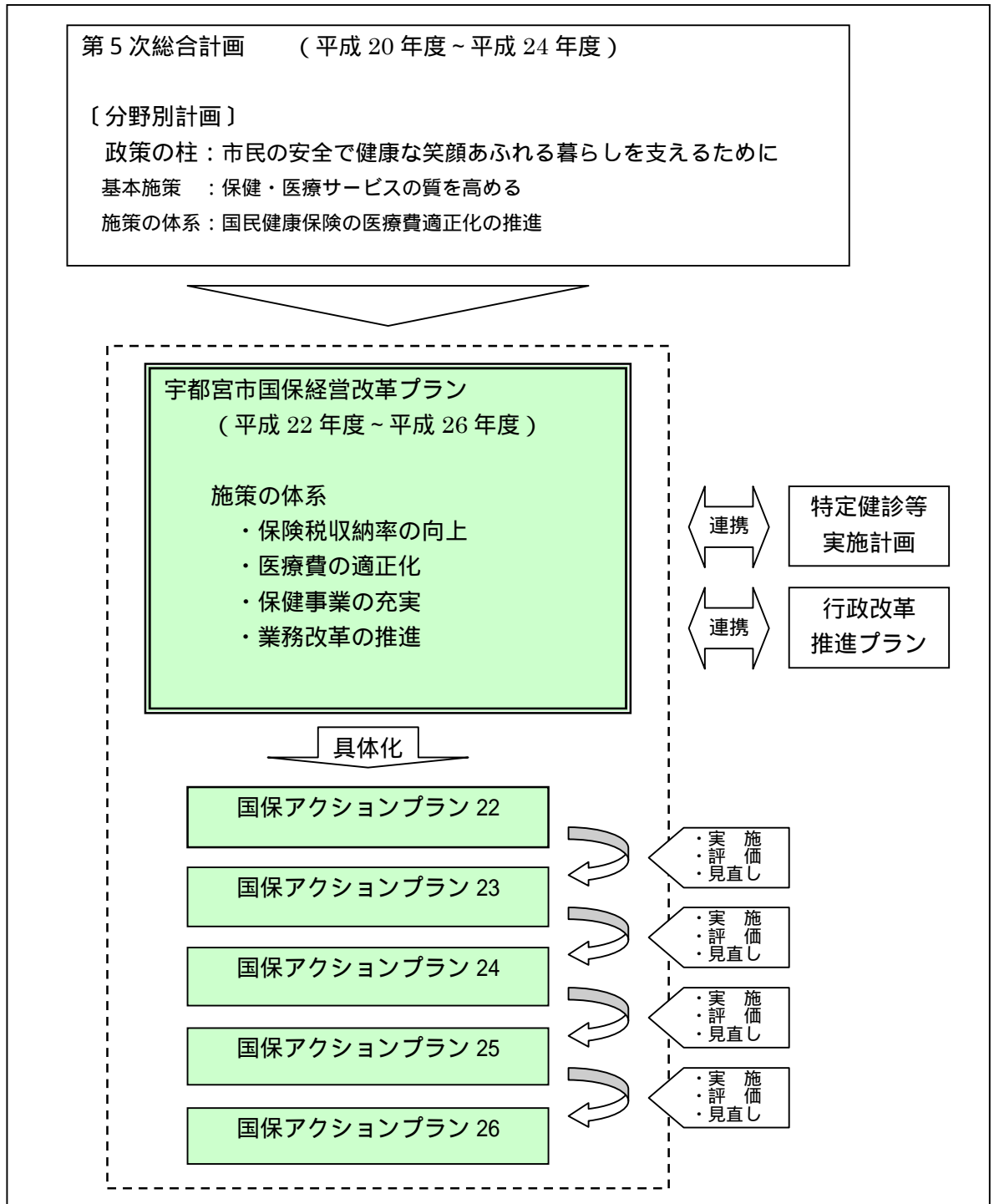
計画の概要	1
1 計画の目的	1
2 計画の位置付け	1
3 計画期間	2
4 本年度の方針及び重点事業	2
5 本年度の目標	3
本年度事業計画	4
1 リレーションシップの構築	4
2 保険税収納率の向上	4
3 医療費の適正化	7
4 保健事業の充実	7
5 業務改革の推進	7
計画の評価（事業の進行管理）	8

計画の概要

1 計画の目的

本計画は、「宇都宮市国保経営改革プラン」に基づき、今後5年間、本市の国民健康保険事業を運営していくにあたり、事業の具体的な取組を明確にし、同計画を着実に推進していくための年度ごとの事業実施計画です。

2 計画の位置付け



3 計画期間

平成23年度の1年間（4月～3月）とします。

4 本年度の方針及び重点事業

(1) リレーションシップの構築

方針

被保険者の健康づくりや国保への理解が深まるような情報を発信することにより、被保険者とのリレーションシップを構築していきます。

重点取組

- ・「国保だより」、ホームページの情報の充実
- ・国保サポーターの活用

(2) 保険税収納率の向上

方針

引き続き、現年度優先の収納対策を推進します。滞納への早期着手により新たな滞納繰越を削減し、滞納の早期解消を図ります。

重点取組

- ・口座振替の加入促進
- ・特別催告（カラー催告書）の強化 現年度滞納者への催告
- ・職員による訪問納税指導の強化

(3) 医療費の適正化

方針

ジェネリック医薬品に対する理解を深める情報や医薬品の選択に資する情報を提供することなどによりジェネリック医薬品の普及を図ります。

重点取組

- ・ジェネリック医薬品の普及促進

(4) 保健事業の充実

方針

より多くの被保険者が特定健康診査・特定保健指導を受診するよう対象者への啓発、受診勧奨を働きかけます。

また、健康増進課、全国健康保険協会（協会けんぽ）との連携により健康づくりに資する事業の早期実施に向けて検討します。

重点取組

- ・特定健康診査・特定保健指導の推進
- ・全国健康保険協会（協会けんぽ）との事業連携

(5) 業務改革の推進

方針

国民健康保険業務を全体的に見直し、業務の効率化を図るため、外部委託など実施できるものの整理を行い早期実施に向けて検討します。

重点取組

- ・窓口業務の一部統合（資格、給付）の試験運用

5 本年度の目標

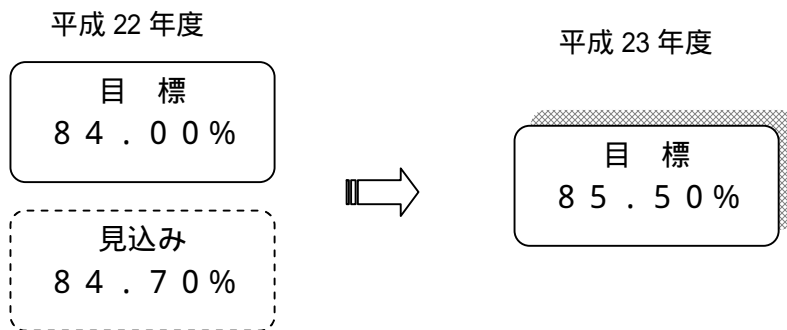
「宇都宮市国保経営改革プラン」では、平成26年度の目標を以下のように設定しています。

保険税の収納率（現年度）：88%

市民（被保険者）1人当たり医療費の増加率：2.25%

アクションプランでは、現状を踏まえながら、この目標の達成に向けて、本年度の目標を以下のように設定します。

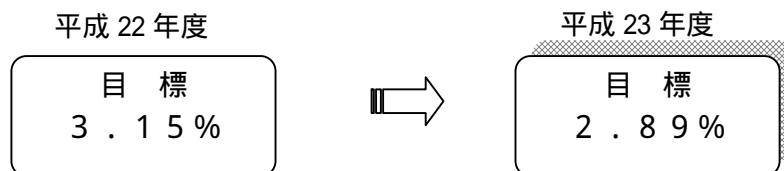
(1) 保険税の収納率（現年度）



主な取組効果

施策	収納率への効果
口座振替の加入促進	0.13%増
コンビニ収納の実施	0.05%増
納税催告センターの活用	0.10%増
電話催告の強化	0.11%増
特別催告（カラー催告書）の強化	0.24%増
差押の強化	0.08%増
その他	0.09%増
計	0.80%増

(2) 市民（被保険者）1人当たり医療費の増加率



平成23年度事業計画

1 リレーションシップの構築

施策	概要	取組内容・実施方法・問題点など	年間スケジュール												目標値					
			23年度																	
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月						
情報発信	健康づくりや国保に関する情報などを発信することにより、被保険者とのリレーションシップの構築を図る。	・ホームページの充実 ・「国保だより」の充実 国保サポーターの活用	●ページの更新						●国保だより発行 サポーター公募										●国保だより発行	

2 保険税収納率の向上

施策	概要	取組内容・実施方法・問題点など	年間スケジュール																	目標値		
			23年度																			
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月						
口座振替の加入促進 現年度対策	口座振替による納税を推奨し、納期内納付の拡大を図る。 加入促進のキャンペーンを展開する。	モバイル決済端末の活用 窓口での勧奨 ・新規加入者への勧奨(随時) 当初納税通知書に申込書同封 電話による勧奨 新規加入者へのインセンティブ (健康関連グッズ等の贈呈)	●																	●	新規加入者 2,000 件 目標収納額 15,120,000 円 (1期分×800件) 収納率効果 0.13%増	
コンビニ収納の実施 現年度対策	当初納税通知書及び随時課税の納期内に係る納付書については、コンビニエンスストアでの納付を可能とし、納税の利便性の向上を図る。	・納期内納付に限り可能。 今後の課題 督促状・分割納付書も対応とすれば、さらに利便性は向上するが、経費(システム改修・手数料負担)の問題もあり、今後の検討課題。				●														●	目標収納額 5,670,000 円 (1期分×300件) 収納率効果 0.05%増	
徴収嘱託員の活用 現年度対策 過年度対策	今年度は、あらかじめ徴収嘱託員により徴収を行うケースを記事に明示することで、スムーズな収納を行う。	・現年度分において、徴収員徴収を希望する場合は、自主納付できない理由を確認し、徴収嘱託員による徴収を行う。 ・電話が不明であったり、文書催告を行っても接触のない納税義務者には、徴収嘱託員による接触を奨励し収納に結びつける。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	目標収納額 7,560,000 円 (1期分×400件) 収納率効果 0.06%増
納税催告センターの活用 現年度対策	初期滞納段階の納税義務者に対し、委託事業者のオペレーターが電話・文書にて滞納税の早期納付を促す。	・架電率の高い時間帯に効果的に架電できるよう委託事業者と調整。 架電接触後の後追い調査により、未納者には再架電を行い、納期内納付の定着を図るとともに、期別困難者は初期段階で相談誘導。	●7・8期	●8期 3月随時 8期・随文書	●3月随時 4月随時 随時文書	●4月随時 5月随時 随時文書	●5月随時 6月随時 随時文書	●1期 6月随時 1期文書	●1・2期 1・2期文書	●2・3期 2・3期文書	●3・4期 3・4期文書	●4・5期 4・5期文書	●5・6期 5・6期文書	●6・7期 6・7期文書	●7・8期 7・8期文書	●8期 3月随時 8期・随文書	●	●	●	●	●	目標収納額 11,340,000 円 (1期分×600件) 収納率効果 0.10%増

2 保険税収納率の向上

施策	概要	取組内容・実施方法・問題点など	年間スケジュール															目標値		
			23年度																23年度滞納者	
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月				
電話催告	夜間電話催告 現年度対策	催告センター架電状況と調整のうえ、保険年金課として実施する。 ・電話接触不能者には、特別催告により対応する。 ・実施状況を個人毎に取りまとめ、着実・的確な実施に努める。	22年度滞納者	22年度滞納者	22年度滞納者					23年度1期	1～2期	1～3期	1～4期	1～5期	1～6期	1～7期	1～8期	23年度滞納者	目標収納額 13,230,000 円 (1期分×700件) 収納率効果 0.11 %増	
	口座振替不能者への催告の早期着手 現年度対策	口座振替不能者に、督促発布以前に架電し、督促状での納付を促すとともに口座管理を要請する。 納税催告センターへ委託						第1期不能者	第2期不能者	第3期不能者	第4期不能者	第5期不能者	第6期不能者	第7期不能者	第8期不能者					
	部内支援 (収納対策本部) 現年度対策	年3回実施 また、5月の休日臨戸訪問徴収においては、3月末時の収納状況を勘案し、状況に管理職臨戸とする。	・7課1所に要請 ・部内管理職8名と収納・滞納整理G職員のペアによる管理職臨戸。 ・臨戸対象は現年度滞納者。 ・対象は、催告C・課内催告と調整し抽出する。		22年度滞納者							1～2期					1～7期			23年度滞納者
	全庁支援 (収納対策本部) 現年度対策	現年度滞納者への電話催告・文書催告・臨戸訪問の実施	・対象は、催告C・課内催告と調整し抽出する。										11/～12/		1/～2/					
	休日納税相談 休日電話催告 現年度対策 過年度対策	特別催告や電話相談において、平日の来庁困難者には休日納税相談を周知し窓口相談を実施、また課内職員による電話催告を行う。	・納税相談は過年度滞納者主体となるが、電話催告は現年度滞納者を主体とする。		5/(土) 納税相談 電話催告 22年度滞納者		7/(日) 納税相談			9/(土) 納税相談		11/(土) 納税相談	12/(日) 納税相談 電話催告 1～4期		2/(土) 納税相談 電話催告 1～6期	3/(土) 納税相談		5/(土) 納税相談 電話催告 23年度滞納者		
臨戸訪問	休日臨戸訪問 現年度対策 過年度対策	納税者が在宅している可能性の高い、土・日曜日に臨戸訪問し、収納・納税相談を行う。不在時は連絡票残置。		5/(土) 管理職臨戸								12/(日) 職員臨戸		2/(土) 職員臨戸			5/(土) 職員臨戸			
	平日臨戸訪問 現年度対策 過年度対策	滞納者との接触機会を拡大するため、毎週1回の臨戸訪問を実施する。	・納税者の生活状況を検分し、収納方針を得るためにも、臨戸訪問の頻度を確保する。	1班×2回	1班×2回	1判×4回	1班×4回	1班×4回	1班×4回	1班×4回	1班×4回	1班×4回	1班×4回	1班×4回	1班×4回	1班×2回	1班×2回			
催告書	現年度催告書	定時催告		4/ 1期～8期							10/ 1～2期	12/ 1～4期			3/ 1～7期	4/ 1～8期				
	特別催告(カラー催告書)の強化 現年度対策 過年度対策	現年滞納者に関しても、滞納状況に応じ、催告書・差押警告書・差押予告書・分納不履行通知等の特別催告書を送付し、滞納者との接触の機会の拡大を図り、適切な納税指導を行う。	・呼び出し催告の短冊を同封。 目標送付数 滞納世帯数 = 21,000件 ・嘱託職員も活用。 ・滞納者の反応により順次、送付する特別催告書の警告度をあげ、財産調査も合わせ実施し、差押の執行に備える。	22年度							23年度							目標件数 42,000 件 目標収納額 28,350,000 円 (1期分×1,500件) 収納率効果 0.24 %増		

2 保険税収納率の向上

施策	概要	取組内容・実施方法・問題点など	年間スケジュール												目標値				
			23年度																
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月		
差押の強化 現年度対策 過年度対策	地区担当制と併せ、預金調査・給与照会を滞納整理Gが一元実施することで調査の効率化を図る。 悪質滞納者は、発見した債権額の額が小額であっても、積極的に差押を執行する。	・預金調査の範囲を都市銀行にも拡大する。 ・不動産（参加）差押案件で収納に結びつかない案件は、債権類の財産調査を行い、発見時には二重差押もしくは差押替し、換価・収納に結びつける。 ・現年だけの滞納者であっても、悪質と判断される場合には、債権差押が可能な場合は執行する。 ・強化月間を設け、職員の意識の向上を図る。	<p>財産調査・差押執行</p> <p>強化月間 (6月)</p> <p>強化月間 (11月)</p> <p>現年度主体強化月間 (2月)</p>												目標件数 1人×年25件 ×13名=325件 目標換価額 9,450,000円 (1期分×500件) 収納率効果 0.08%増				
特別収納対策室との連携 過年度対策	高額・悪質滞納者に対しては、特別収納対策室に送致し、着実に滞納処を執行する。	案件抽出 移管通知の送付 移管 滞納処分の執行	<p>案件抽出 → 移管案件決定 → 移管通知送付 → 移管</p> <p>強化月間 (7月)</p> <p>強化月間 (11月)</p> <p>強化月間 (4月)</p>																
二重資格者の解消 現年度対策 過年度対策	社会保険に加入しているながら、国保の離脱手続きが未了のため、国保との二重加入状態となっている者に対し、随時、手続き勧奨を行い、資格適正化を推進し、適正課税に資する。	・年2回、年金記録との突合リストを作成し、当人もしくは勤務先に勧奨通知を送付。 ・なお、手続未了の場合は、給与照会により、資格取得年月日の確認を行い、職権により資格更正。	<p>第1回目 (10月)</p> <p>第2回目 (4月)</p>												目標件数 200件 調定減額更正 3,780,000円 収納率効果 0.03%増				
資格証明書・短期被保険者証の交付 過年度対策	交付基準を見直し、証判定に要する職員負担を軽減し、収納対策に振り向けられる。	・10月の一斉更新時より、新たな基準により、短期被保険者証・資格証明書の交付を行う。	<p>証判定作業 → 証交付</p> <p>証交付 (7月)</p> <p>証交付 (9月)</p> <p>証判定作業 (10月)</p> <p>証判定作業 (1月)</p> <p>証判定作業 (4月)</p>																
																	目標収納額	94,500,000円	
																	収納率効果	0.80%増	

23年度現年調定見込額	11,795,537,000円
推定課税世帯数	78,000世帯
一世帯平均課税額	151,200円
一期あたりの平均額	18,900円

3 医療費の適正化

施策	概要	取組内容・実施方法・問題点など	年間スケジュール												目標値	
			23年度													
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
ジェネリック医薬品の普及促進	ジェネリック医薬品の情報提供等により、普及を促進する。	・新規加入者への「お願いカード」と啓発用チラシの配布 ・アンケートの実施 ・ジェネリック医薬品使用における差額通知書送付の検討	「お願いカード」、チラシの配布													
レセプトの電子化	レセプトの電子化（栃木県内は、一部の例外を除き平成22年度から）により点検事務の効率化や電子データの活用を図る。 本市では、平成21年7月から電子化に対応	・レセプト管理システムの利用 ・患者・疾病等のデータ分析の検討	アンケートの実施 差額通知の検討													財政効果率 1 % 点検件数 月3,000 件

4 保健事業の充実

施策	概要	取組内容・実施方法・問題点など	年間スケジュール												目標値	
			23年度													
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
特定健康診査・特定保健指導の推進	生活習慣病の早期発見・予防により、被保険者の健康の保持増進を図るとともに、将来にわたる医療費の適正化を図る。	・受診率向上キャンペーンの実施 ・出前健診のモデル的实施 ・未受診者への電話・はがきによる受診勧奨 ・実施検討委員会での受診率向上策の検討	受診率向上キャンペーン													特定健康診査受診率 30 % 特定保健指導実施率 35 %
人間ドック・脳ドックの推進	人間ドック・脳ドックの受診費用の一部を助成することにより、受診を促進する。	・広報紙への定期的な記事掲載	電話での勧奨	はがきでの勧奨	第1回実施検討委員会	第2回実施検討委員会										受診者数 2,800 人
健康づくり支援事業の推進	被保険者が健康な暮らしを送れるよう健康づくりを支援する。	・全国健康保険協会との連携の検討	事業連携の検討													

5 業務改革の推進

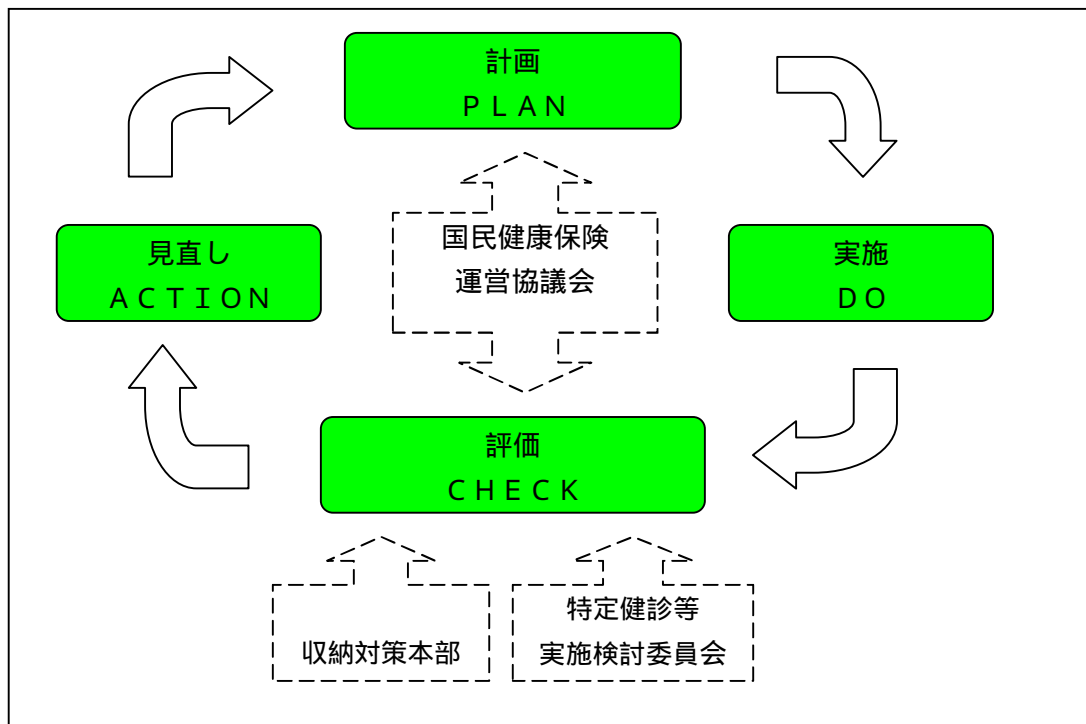
施策	概要	取組内容・実施方法・問題点など	年間スケジュール												目標値	
			23年度													
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
業務の効率化の推進	業務の外部委託や執行体制の見直しなどにより、業務の効率化を図る。	・外部委託移行（窓口業務）の検討 ・窓口の一部統合による試験運用														窓口の外部委託を見据えた試験運用の実施

計画の評価（事業の進行管理）

本計画に掲げた取組事項について、PDCA サイクルに基づく計画の進行管理を行います。部内において定期的に進捗状況の確認を行いながら計画を実行し、宇都宮市国民健康保険運営協議会において進捗の評価を行ったうえで、必要に応じて適宜計画を見直し、次年度の実行計画を策定していきます。

なお、個別の施策のうち『保険税収納率の向上』や『特定健康診査・特定保健指導の推進』については、それぞれ収納対策本部や特定健康診査等実施検討委員会においても、進行管理や様々な対策の検討が行われています。

〔図〕PDCAサイクルによる計画の進行管理イメージ



〔図〕PDCAサイクルによる進行管理の年間スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
決算			●									
進捗確認(部内)			○	●			○			○		
報告・評価 (運営協議会)					● 評価						○ 中間報告	
見直し 次年度アクションプラン策定					○ 見直し						○ 計画面案	● 策定

(1) 報告事項

イ 平成23年度国民健康保険特別会計当初予算(案)の概要について

【歳出】

(単位：千円)

項目	平成23年度 予算案	前年度予算	前年比	増減率	主な増減	主な内容
総務費	603,713	613,668	9,955	1.6%	<ul style="list-style-type: none"> 保険者事務共同電算処理費の減 約12,000 新規 被保険者への情報発信の充実 国保だよりの充実，国保サポーター の活用 6,600 新規 口座振替の加入促進 ペイジー口座振替受付サービス の活用 1,401 	<ul style="list-style-type: none"> 職員給与費 保険者事務共同電算処理費 一般事務費 賦課徴収費
保険給付費	31,805,166	30,919,887	885,279	2.9%	<ul style="list-style-type: none"> 一般被保険者の医療給付費の増 約989,000 退職被保険者等の医療給付費の減 約105,000 	[医療給付費] <ul style="list-style-type: none"> 療養給付費 療養費 高額療養費 など [その他] <ul style="list-style-type: none"> 出産育児一時金 葬祭費 審査支払手数料 など
後期高齢者支援金等	6,253,716	6,594,393	340,677	5.2%	<ul style="list-style-type: none"> 過年度(平成21年度)分の精算に伴う減 	<ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者医療制度に対する支援金
前期高齢者納付金等	19,635	17,281	2,354	13.6%	<ul style="list-style-type: none"> 過年度(平成21年度)分の精算に伴う増 	<ul style="list-style-type: none"> 前期高齢者に係る財政調整制度に対する納付金
老人保健拠出金	5,089	304,132	299,043	98.3%	<ul style="list-style-type: none"> 老人保健制度の廃止による精算(平成20年3月以前分)に伴う減 	<ul style="list-style-type: none"> (旧)老人保健制度に対する拠出金
介護納付金	2,712,966	2,566,294	146,672	5.7%	<ul style="list-style-type: none"> 40歳以上65歳未満の被保険者(介護保険対象)数の増に伴う増 	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険制度に対する納付金
共同事業拠出金	5,274,652	5,192,962	81,690	1.6%	<ul style="list-style-type: none"> 高額医療費共同事業医療費拠出金の増 約39,000 保険財政共同安定化事業拠出金の増 約43,000 	<ul style="list-style-type: none"> 高額な医療費の発生に備えるため，県内市町が共同で実施している再保険制度への拠出金
保健事業費	274,985	315,635	40,650	12.9%	<ul style="list-style-type: none"> 特定健康診査等事業費の減 約36,000 新規 ジェネリック医薬品の普及促進 アンケートの実施 905 	<ul style="list-style-type: none"> 人間ドック・脳ドック受診補助 医療費通知 特定健康診査等 出産資金貸付
その他	63,299	61,515	1,784	2.9%		<ul style="list-style-type: none"> 保険税還付金，還付加算金 など
計	47,013,221	46,585,767	427,454	0.9%		

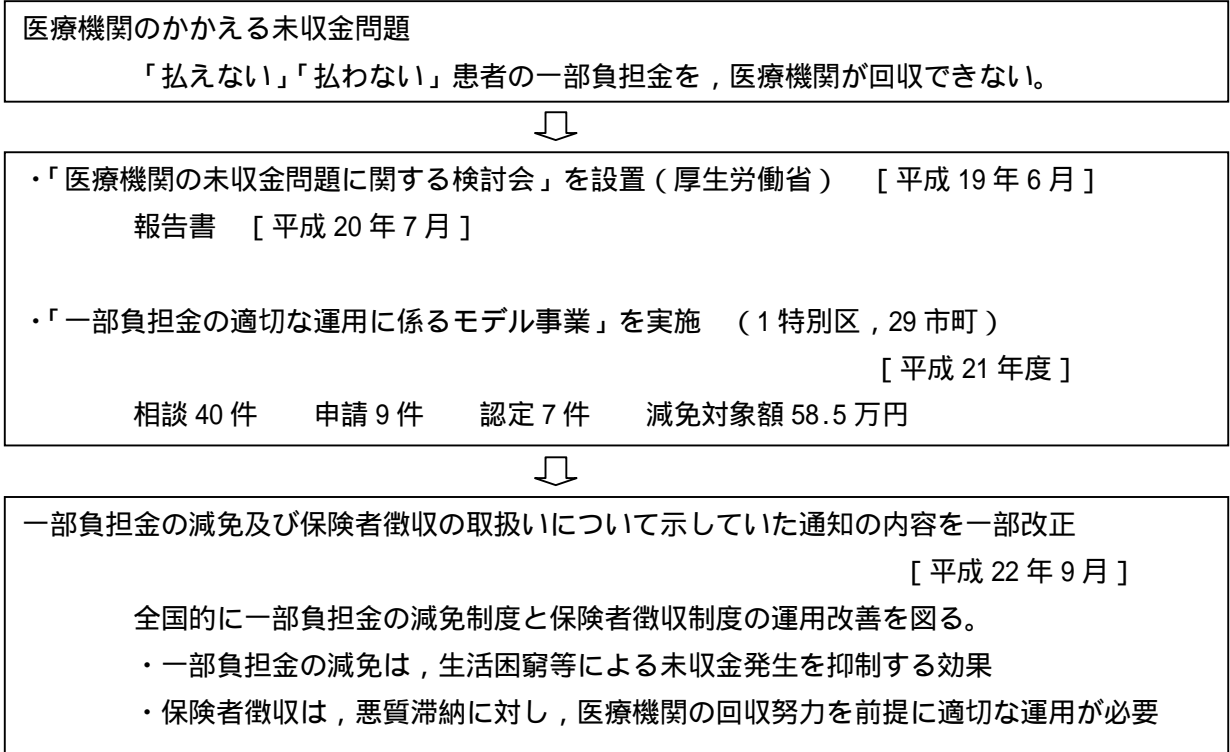
【歳入】

(単位：千円)

項目	平成23年度 予算案	前年度予算	前年比	増減率	主な増減	主な内容
国民健康保険税	12,663,328	12,858,152	194,824	1.5%	・現年度分収納額の減 約152,000 ・過年度分収納額の減 約43,000	【税率等】 〔医療費分〕 所得割6.00% 均等割23,300円 平等割20,000円 賦課限度額500,000円 〔後期高齢者支援金分〕 所得割2.35% 均等割8,200円 平等割7,000円 賦課限度額130,000円 〔介護納付金分〕 所得割2.05% 均等割8,200円 平等割6,900円 賦課限度額100,000円
国庫支出金	11,619,770	11,662,738	42,968	0.4%	・老人保健医療費拠出金の減に伴う、療養給付費等負担金の減	・療養給付費等負担金 (一般被保険者医療給付費等の34%) ・財政調整交付金 (保険者の財政能力を勘案し交付) ・高額医療費共同事業負担金 (高額医療費共同事業医療費拠出金の4分の1)
療養給付費等交付金	2,107,918	2,110,483	2,565	0.1%	・退職被保険者等の医療給付費の減に伴う減	・退職被保険者分の医療給付費等に係る交付金
前期高齢者交付金	9,470,205	8,574,276	895,929	10.4%	・前期高齢者数の増に伴う増	・前期高齢者の財政調整制度に係る交付金
県支出金	2,224,465	2,241,931	17,466	0.8%	・老人保健医療費拠出金の減に伴う、財政調整交付金の減	・財政調整交付金 ・高額医療費共同事業負担金 (高額医療費共同事業医療費拠出金の4分の1)
共同事業交付金	5,272,916	5,191,236	81,680	1.6%	・高額医療費共同事業交付金の増 約39,000 ・保険財政共同安定化事業交付金の増 約43,000	・高額医療費共同事業交付金 (1件800千円を超える医療費が対象) ・保険財政共同安定化事業交付金 (1件300千円を超える医療費が対象)
繰入金	3,530,234	3,812,085	281,851	7.4%	・保険基盤安定繰入金の増 約120,000 ・事務費の減 約28,000 ・特定検診・保健指導分の減 約28,000 ・失業者等の保険税減免分の増 約26,000 ・無所得者支援分の減 400,000	・保険基盤安定繰入金(保険税軽減に対する補填) ・事務費関係(職員給与費,事務費等) ・保険給付関係(出産育児一時金,財政安定化支援事業等) ・保健事業関係(人間ドック・脳ドック) ・平成22年度当初予算からの新基準関係 (特定健診・保健指導,保険税減免,無所得者支援分等)
その他	124,385	134,866	10,481	7.8%		・延滞金 ・第三者納付金
計	47,013,221	46,585,767	427,454	0.9%		

一部負担金の減免等の取扱いについて

1 背景



2 一部負担金の減免及び保険者徴収の取扱い

(1) 現行の取扱い

	取扱い基準等	備考
一部負担金減免	「宇都宮市国民健康保険規則」(第33条第3項),「宇都宮市国民健康保険一部負担金の減額，免除及び支払猶予に関する事務取扱要領」で規定	これまでに，阪神淡路大震災の際に5件適用
保険者徴収	「宇都宮市国民健康保険規則」(第36条，第37条)で規定	

(2) 本市の対応

			改正前	改正後 (平成23年1月1日～)
一部負担金減免	免除	保険税滞納の有無	保険税の完納及び完納確約	生活保護基準以下の世帯については要件としない (滞納があっても対象)
		世帯収入対象者	世帯全員 (被保険者以外も含む)	世帯主を含む被保険者全員
		減免期間	3ヶ月を超えない範囲	1ヶ月更新制で3ヶ月を超えない範囲
	減額	改正なし		
支払猶予	改正なし			
保険者徴収			新たな国の基準を踏まえ，より実効性のある運用ができるよう検討	

一部負担金の減免制度

被保険者の特別な理由（以下の【要件】参照）で一部負担金の支払いが困難であると認められた場合に、減免・支払猶予する。

【要件】

震災，風水害，火災，その他これらに類する災害により死亡し，障害者となり，または資産に重大な損害を受けたとき

干ばつ，冷害，凍霜害等による農作物の不作，不漁，その他これらに類する理由により収入が減少したとき

事業または業務の休廃止，失業等により収入が著しく減少したとき

以上に類する事由があったとき

減 額	一部負担金の額の一部を減じる。
免 除	一部負担金の支払いを免除する。
支払猶予	一部負担金の支払いを保険者が医療機関に行い，保険者への一部負担金の支払を猶予する。

【新たな基準】

- ・ 災害や失業等により著しく減収
- ・ 収入が生活保護基準以下，かつ，預貯金が生活保護基準の3ヶ月以下の世帯
- ・ 期間は3ヶ月まで

保険者徴収制度

医療費の未収金を医療機関に替わって市町村などが徴収できる。

【新たな基準】

- ・ 医療機関が未然防止策及び回収の取組を実施していることが前提
- ・ 第1段階（治療終了後3ヶ月以上経過）
保険者から電話・文書による催告
- ・ 第2段階（治療終了後6ヶ月以上経過）
悪質滞納に保険者徴収を実施
一部負担金相当額等が60万円を超える場合，または，
保険税の滞納処分を実施する状態にある場合

一部負担金の減免基準の比較

項目	本市の要領	国の基準	本市の要領
	改正前		
世帯収入の基準	<p>免除 (生活保護基準 × 1.15) 以下</p> <p>減額 (生活保護基準 × 1.15) ~ (生活保護基準 × 1.30)</p>	<p>免除 減額</p> <p>生活保護基準以下</p>	<p>免除 (生活保護基準 × 1.15) 以下</p> <p>減額 (生活保護基準 × 1.15) ~ (生活保護基準 × 1.30)</p>
世帯収入の対象者	世帯全員 (被保険者以外も含む)	世帯主を含む 世帯の被保険者全員	世帯主を含む 世帯の被保険者全員
預貯金額の基準	〔規定なし〕	生活保護基準の3ヶ月以内	〔規定なし〕 * 国の基準に該当する場合には預貯金の調査を行う。
保険税滞納の有無	<p>免除</p> <p>① 完納及び完納確約</p> <p>② 完納及び完納確約</p> <p>減額</p> <p>③ 完納及び完納確約</p>	<p>免除</p> <p>① 〔規定なし〕</p> <p>② 〔規定なし〕</p> <p>減額</p> <p>③ 〔規定なし〕</p>	<p>免除</p> <p>① 〔規定なし〕</p> <p>② 完納及び完納確約</p> <p>減額</p> <p>③ 完納及び完納確約</p>
治療の種別	入院, 通院	入院のみ	入院, 通院
減免期間	3ヶ月を超えない範囲	1ヶ月更新制で 3ヶ月を超えない範囲	1ヶ月更新制で 3ヶ月を超えない範囲

世帯収入

